

2025年度本試験出題！

問題45 Aの配偶者であるBは、Aから法律行為に関する代理権を授与されていないにもかかわらず、Aが所有する高級腕時計甲につき、自身の海外旅行費用に充てるために、Aの代理人と称してCに売却する旨の売買契約（以下「本件契約」という。）を締結した。このような場合におけるCのAに対する本件契約の履行請求の可否につき、判例は、民法110条（権限外の行為の表見代理）の趣旨を類推して相手方保護を図る旨を示した。判例は、Cにおいて、どのような場合に上記の類推適用を認めているかについて、40字程度で記述しなさい。

解答例

10

15

本	件	売	買	が	当	該	夫	婦	の	日	常	の	家	事
に	関	す	る	法	律	行	為	に	屬	す	る	と	信	ず
る	に	つ	き	正	當	の	理	由	の	あ	る	と	き	。



妻Aは、病気で入院している夫Bの医療費に充てるために、Bに無断で、Bの代理人としてB所有の甲土地を第三者であるXに対して売却した。しかし、夫Bは、妻Aの行為は日常の家事に関する代理権の範囲を越えているとして、甲土地の返還をXに求めた。判例によれば、このようなBの主張を受けたXが保護されるのはどのようなときか、「当該越権行為の相手方であるXにおいてその行為が」に続く文章として、40字程度で記述しなさい。

判例によって示された
要件が問われている。

ゴールは決まっている！

(下書き用)

当該越権行為の相手方であるXにおいてその行為が

そ	の	夫	婦	の	日	常	の	家	事	に	関	す	る	法
律	行	為	に	属	す	る	と	信	ず	る	に	つ	き	正
当	の	理	由	の	あ	る	と	き	。					